

## 医療法人の承継（理事長の処遇）

医療法人の承継は医療法人の形態により事業の承継と財産の承継が次のように分かります。

医療法人の形態	事業の承継	医療法人財産の承継
経過措置型医療法人 (平成19年4月以前設立医療法人)	社員資格（役員の変更）	出資金の承継
基金型医療法人 (平成19年4月以降設立医療法人)	社員資格（役員の変更）	社員資格の承継

いずれの場合も理事長の退任が前提となります。よって、医療法人の承継を考える場合には理事長の処遇を決めておかなければ医療法人の承継が実質的にできないこととなります。

### 1. 理事長の処遇

ケース	役職	診療	備考
ケース1	理事長⇒理事	診療継続（管理者継続）	分掌変更役員退職金支給注意
ケース2	理事長⇒理事	診療無（管理者変更）	分掌変更役員退職金支給注意
ケース3	理事長⇒役職無	診療継続（管理者変更）	実質的退職認定注意
ケース4	理事長⇒役職無	診療無（管理者変更）	完全退職

### 2. 理事長退職の場合の役員退職金支給の注意点

#### (1) 役員退職金準備の生命保険の解約返戻金の確認

役員生命保険が退職年齢での解約が有利なのかの確認が必要です。場合によっては、退職時期の変更が必要になる場合もあります。

#### (2) 役員退職金規程の確認

役員退職金の適正額を証するものとして役員退職金規程の整備が必要です。過去に役員退職金を支給している場合には、その支給額との整合性も確認が必要です。

#### (3) 退職後の役員給与設定

役員退職金の支給は、役員の退職金という事実に基づいて支給されるものです。よって、医療法人を実質的に退職していなければ税法上、支給が否認されることもあります。特に、注意が必要なのは、分掌変更による退職の場合です。

理事長を退任しても診療の継続、医療法人運営への参画、役員給与の支給がある場合には注意が必要です。

## 第18回安心会計カップ杯ゴルフ大会のお知らせ

- 日時 平成30年9月13日（木）
- ゴルフ場 成田ゴルフ倶楽部 10組40人
- 集合 午前8時45分（第1組スタート9時12分）

申込・詳細はご案内書をご参照下さい

多数のご参加をおまちしております

# 歯科会計

## 自費前年比較

単位：万円

自費収入区分 月平均額	H28 診療所数	H28 区分平均 自費金額	H29 同診療所平均 自費金額	自費 増減額	H29 診療所数	診療所 増減数
0～50	74	22	24	2	75	1
50～100	39	75	75	0	35	-4
100～150	18	124	134	10	24	6
150～200	18	174	181	7	15	-3
200～250	16	220	224	4	10	-6
250～300	13	279	279	0	12	-1
300～350	7	316	399	83	8	1
350～400	7	370	415	45	4	-3
400～500	7	460	455	-5	14	7
500～600	4	535	587	52	6	2
600～700	5	644	653	9	6	1
700～800	3	762	725	-37	4	1
800～900	2	850	919	69	2	0
900～	4	1029	781	-248	2	-2
合計	217	177	181	4	217	0

- ・全体平均は前年比プラス4万円
- ・前年200万円以上から400万円台への区分上昇有
- ・前年700万円以上区分について平均収入の減少が目立つ

## 平成30年歯科経営セミナーのご案内

### 売上アップの仕組みづくり

1. 日時 平成30年7月1日(日) 午後1時開場 帝国ホテル東京
2. スケジュール  
13:00 開場  
13:30 第1部 診療報酬改定後の売上アップの仕組みづくり  
14:45 コーヒーブレイク  
15:00 第2部 スタッフ活性化と売上アップの仕組みづくり  
17:00 懇親会
3. 参加費 お1人様5千円(ご同伴者無料)

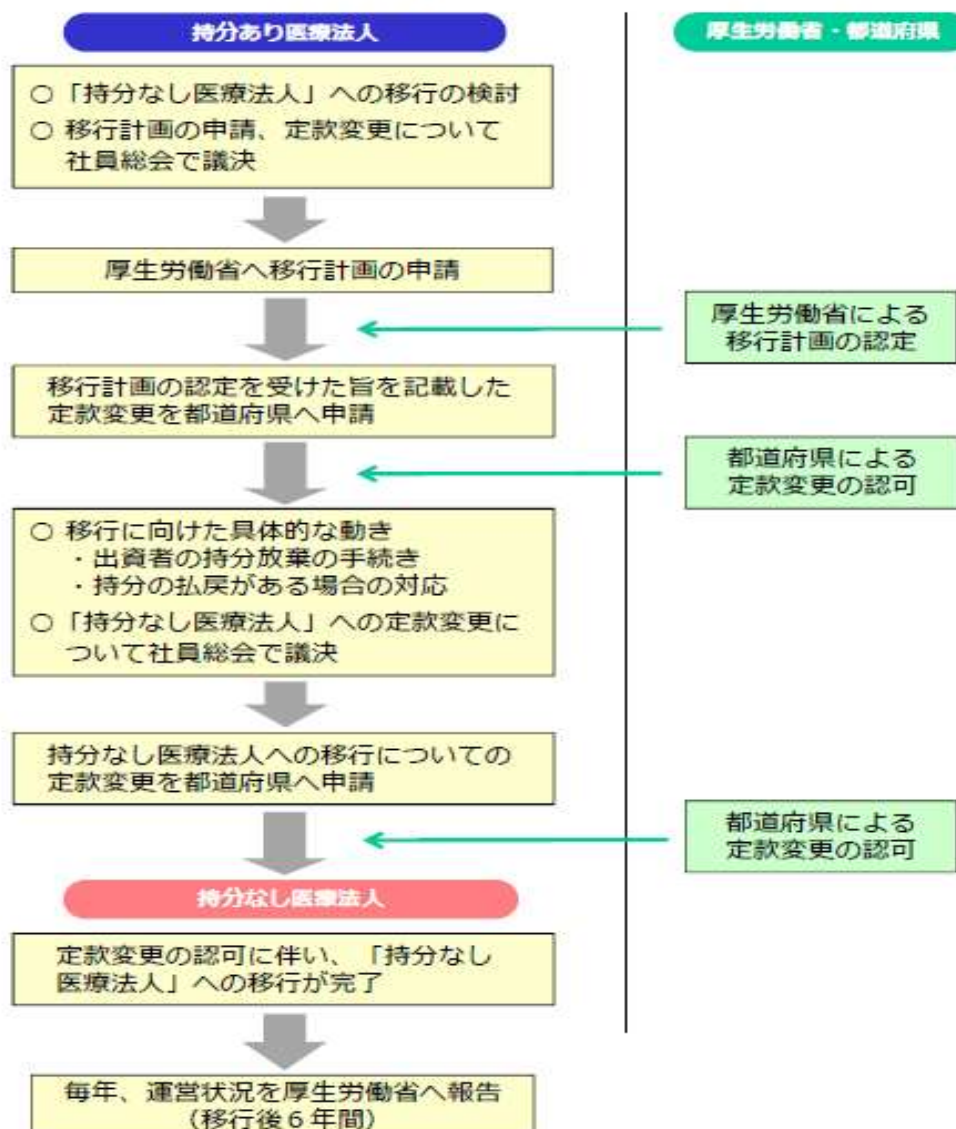
# ドクター会計

## 新認定医療法人制度②

前回に引き続き、新認定医療法人制度についてご説明します。今回は移行計画の手続と流れについてまとめました。具体的には下記の手続が必要となります。

- ①認定申請・・・移行計画に出資者名簿や運営に関する要件の充足状況を説明する書類、直近3会計期間分の貸借対照表、損益計算書を提出。
- ②定款変更・・・認定の通知を受けた後、速やかに都道府県知事に定款変更認可申請を行う。
- ③進捗状況の確認・・・認定を受けた日から1年ごとに6年間、厚生労働大臣に移行計画の進捗状況及び運営に関する要件の充足状況を報告。

### 移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ



# 医療承継

## 小規模宅地等の特例②（特定居住用宅地②）

相続税の土地の評価にかかる小規模宅地等の特例の中で、今回は特定居住用宅地について解説しましたが、二世帯住宅に対する特定居住用宅地の取り扱いについて今回解説します。平成 25 年度税制改正により、多くのケースで二世帯住宅の宅地について特例の適用が認められることになりましたが、一定の注意が必要となります。

### ① <区分登記されていない建物 + 外階段（建物内部での行き来が不可） + 長男別生計>



➡長男が全て相続

➡長男が取得した敷地全体について 80%減額 OK  
（申告期限まで居住・所有継続必要）

### ② <区分登記されている建物 + 外階段（建物内部での行き来が不可） + 長男別生計>



➡長男が全て相続

➡特例の適用不可（敷地全体）

1階と2階部分で区分所有登記されている場合  
特例の適用は不可。父が全体を所有しても同様。

### ③ <3世帯住宅 + 上記①>



➡長男が全て相続

➡3階対応土地も含め敷地全体 80%減額 OK  
（申告期限まで居住・所有継続必要）

父の弟も父の親族に該当するため、3階部分も  
特例の対象になります。

3階部分を親族以外の居住用にしていた場合、  
1階2階の面積対応部分のみ特例適用です。